

## 創造活動支援事業の採択事業者が実施する公募に係るガイドライン

### 1 趣旨

- 創造活動支援事業（公募型）については、文化芸術活動の現場に深く関わり、アーティスト等の現状やニーズを詳細に把握しているいわゆる中間支援団体等がアーティストに対する伴走支援を行うことに大きな価値があると本市としては考えているところです。
- 一方で、現場に深く関わっている団体等が公募を行うため、公募の公平性に対して疑問を抱かれることがないよう、十分な配慮を行うことが必要となります。
- そこで、そうした疑問を持たれないよう、適正な公募を担保することを目的に本ガイドラインを策定しております。

### 2 ガイドライン

#### (1) 公募について

- 公募にあたっては不特定多数の人に届くように広く周知すること。
- 公募期間は2週間以上確保すること。

#### (2) 選考委員

##### ア 選任について

選考委員については、自らの団体以外の委員を必ず3/4程度入れること。  
選考委員の人数は概ね4名以上とすること。

※ 委員のジェンダーバランスや、ジェネレーションバランスにはできるだけご配慮ください。

##### イ 利害関係者の排除

選考にあたっては、各選考委員は自己と利害関係にある者の選考に関与することはできない。

##### ◆ 利害関係者とは

- ① 選考委員と親族関係（三親等内の血族及び姻族に限る）又はそれと同等の親密な個人的関係にある者
- ② 選考委員と同一企業の共同経営又はそれと同等の事業パートナー等、共同事業を緊密に行っている者
- ③ 選考委員と同一の、大学等の機関における研究室、企業等に所属している者
- ④ その他公正で透明な評価が阻害される可能性がある利害関係者

※ 利害関係者に該当しそうな者がいる場合は、事前に事務局にご相談ください。

##### ウ 選考委員の公開

選考の結果及び選考委員の氏名等は選考終了後一般に公開すること。

#### (3) 選考から除外するもの

ア 特定の思想や政治的な主義・主張に関わる事業で、行政の中立性を損なうおそれがあると判断されるもの

イ 宗教の普及を主たる目的とする事業

ウ 法令又は公序良俗に反している事業

#### (4) 札幌市によるオブザーバー参加等

ア 公募内容については事前に札幌市が確認する。

イ 公募内容については、札幌市ホームページでも掲載する。

ウ 選考の場には、札幌市が指名する者がオブザーバーとして参加する。